

利 用 権 設 定 申 出 書

下記の土地について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、利用権の設定を申し出ます。

平成 年 月 日

笠間市長 山口伸樹殿

第1. 利用権設定(経営受委託・移転及び転貸を除く)関係

電話番号	借受者	
	貸付者	

1. 各筆明細

整理番号	(A) 利用権の設定を受ける者の住所及び氏名 (借受者)				(住所)	(氏名)	Ⓜ									
	(B) 利用権を設定する者の住所及び氏名 (貸付者)				(住所)	(氏名)	Ⓜ									
【農地利用集積円滑化事業】		代理人住所				※ 左記は農地利用集積円滑化団体の「農地利用集積円滑化事業」による農地集積の場合に記載										
		代理人氏名														
利用権を設定する土地 (C)				設定する利用権 (D)						利用権を設定する土地の(B)以外の権限者等 (F)				備考		
所 在			現況	面積	利用権の種類	内容	始期	存続期間(終期)	借賃(10a・反当)	借賃の支払方法	利用権設定等促進事業実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)	住 所	氏名又は名称		権限の種類	同意印
大字	字	地番	地目	m <sup>2</sup>												

- (記載注意) (1) この各筆明細は、利用権設定の当事者ごとに別葉とする。利用権の設定を受ける者が同一で利用権を設定する者が異なる場合には整理番号に枝番を付けて整理する。  
(2) (C)欄は、大字別に記載する。  
(3) (C)欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の地積がない場合及び土地改良事業による一次利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書で下段に2段書きする。なお、一筆の一部について利用権が設定される場合には〇〇〇㎡の内〇〇と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。  
(4) (D)欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。  
(5) (D)欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載し、水田裏作を目的とする賃貸借等の場合にはその利用期間をも併記する。  
(6) (D)欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日(始期)から〇〇年〇〇月〇〇日(終期)まで」と記載する。  
(7) (D)欄の「借賃」は、当該土地の1年分の借賃(期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃)の額を記載する。  
(8) (D)欄の「借賃の支払方法」は、借賃の支払方法(例えば毎年〇年〇月までに〇〇農協の〇〇名義の預金口座に振り込む等)を記載する。  
(9) (E)欄は、(D)欄の「利用権の種類」に対応して「賃貸借」等を記載する。  
(10) (F)欄は、(B)欄以外の権原者がいないときは記入を要しない。  
(11) 同意については、(A)欄、(B)欄及び(F)欄に同意印を押印することによって、換えることができる。  
(12) 備考欄には、当該土地の利用権設定が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。  
(13) 農地利用集積円滑化団体が行う農用地等の所有者の委任を受け、その者を代理して利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く)を行う場合には利用権設定等委任契約書の写しを添付する。

担当委員名

裏面へ続く

2. 利用権の設定等を受ける者(借受者)の農業経営の状況等

整理番号	氏名及び名称		性別	男・女	年令	才	農作業従事日数	日	□第18条第2項第6号に該当するもの					
利用権の設定等を受ける土地の面積 (A)	利用権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地等の面積 (B)		利用権設定等を受ける者の主たる経営 営作目 (C)		利用権設定等を受ける者の世帯員(構成員)の 農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)				家畜飼養状況 (E)		農機具の所有の状況 (F)			
	農地	採草地	その他	世帯員(構成員)	農業従事者 (うち15才以上60才未満の者)		雇用労働力 (年間延日数)	種類	数量	種類	数量	種類	数量	
農地	自作地	採草地	男	人	農業専従者	人	人日	乳牛		耕耘機				
採草地	借入地		女	人	農業補助者	主として農業に従事する者		豚		トラクター				
						従として農業に従事する者		鶏		もみすり機				
										乾燥機				
										田植機				
										コンバイン				

(記載注意)

- (A)欄は、同一公告に係る計画によって利用権等の設定、移転等が2つ以上ある場合には、それぞれを合算した面積を記載する。  
なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地、開発して農用地の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (C)欄は、主たる経営作目を「水稻」「大小麦」「大豆」「養蚕」「こんにゃく」「たばこ」「野菜」「養豚」「養鶏」「酪農」「肉用牛」「施設園芸」等と記載する。
- (D)欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数がおおむね150日以上の方。「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間におおむね60～149日の方をいう。
- 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載事項の全てが農家台帳により整理されている場合には、農家台帳番号〇〇氏名又は名称、性別、年令、農作業従事日数のみの記載にかえることができる。
- (G)欄は借受者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号)である場合、□にレを記入、この場合、借受者及び貸付者間で(別紙1)解除権等に係る協定書の締結及び借受者は笠間市長あて(別紙2)確約書を提出

3. 利用権の設定等をする者(貸付者)の農業経営の状況等

氏名	経営規模		世帯員数		専兼業種別			
	農地	採草放牧地	男	女	専業	第1種兼業	第2種兼業	非農家
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	人	人				

左記には利用権設定をした後の  
所有者が耕作する農地の面積を記載してください

## 4 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 借賃の減額請求

利用権を設定する者(以下「貸付者」という。)及び利用権の設定を受ける者(以下「貸受者」という。)は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求

## (9) 修繕及び改良

ア 貸付者は、貸受者及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他貸付者において修繕することができない場合、貸付者の同意を得たときは、貸受者が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、貸受者又は転借人が修繕の費用を支出したときは、貸付者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 貸受者は、貸付者の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には貸付者の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (10) 租税公課の負担

ア 貸付者は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、貸受者が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、農用地利用集積計画(借入)明細に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、貸受者が転借人に負担させる。

## (6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から貸受者に対して農地法(昭和27年法律第229号)第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、貸受者が当該借賃を減額する場合には、貸受者は貸付者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、貸付者及び貸受者が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

## (7) 境界の明示

貸付者は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

## (8) 負担の除去

貸付者は、当該土地の引渡の時期までに、貸受者の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

天災地変その他、貸付者及び貸受者並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。

## (13) 目的物の返還

利用権の存続期間が満了したときは、貸受者は貸付者に対して、直ちに当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、貸受者は、原状回復の義務を負わない。

## (14) 利用権に関する事項の変更の禁止

貸付者及び貸受者は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、貸付者、貸受者及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限り

## (15) 利用権取得者の責務

借受者は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。□

## (11) 賃貸借又は使用貸借の解除

貸受者は、「農地中間管理事業に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、貸受者が取得した賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

## (12) 利用権の消滅

貸受者は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、貸付者、貸受者及び市町村が協議して定める。